西東京市スポーツ推進計画
素案（案）

令和５年９月現在

西東京市

市長あいさつ

目次

第１章　計画の概要 1
　１　計画策定の趣旨 1
　２　計画の位置づけ 1
　３　計画期間 2
　４　本計画におけるスポーツ 2
第２章　現状と課題 4
　１　スポーツをとりまく動向 5
　２　西東京市の現状 7
　３　市民のスポーツに対する意識 11
　４　計画の課題 21
第３章　計画の基本的な考え方 22
　１　基本理念 23
　２　基本目標 24
　３　計画体系 25
第４章　施策 28
　基本目標１　ライフステージに応じたスポーツの推進 29
　基本目標２　だれもがスポーツに親しむことができる環境の充実 32
　基本目標３　スポーツを通した地域コミュニティの醸成 34
　基本目標４　スポーツを通したまちづくり 37
第５章　計画推進のための方策 40
　１　各主体の役割 41
　２　計画の評価と進捗管理 42
資料編 44
　１　スポーツ推進計画策定の経緯 45
　２　スポーツ推進計画策定の体制 46
　３　西東京市の公共スポーツ関連施設 50
　４　スポーツ基本法 52

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本市では、平成 26 年３月に「西東京市スポーツ推進計画」（以下、前計画）を策定し、スポーツによって市民それぞれが健康で活動的になり、またスポーツをきっかけに地域の様々な人がつながり、地域がスポーツにより活性化するような環境づくりを推進してきました。前計画が令和５年度には最終年度を迎えることから、市におけるスポーツの実態やニーズを踏まえ、前計画を発展的に継承し、市のスポーツ施策の一層の推進を図るため、本計画を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、国のスポーツ基本法（平成 23 年８月）第 10 条ならびに第３期スポーツ基本計画（令和４年３月／スポーツ庁）や東京都の「東京都スポーツ推進総合計画」（平成 30 年３月）を踏まえ、本市におけるスポーツ推進を図るため、西東京市スポーツ推進審議会の答申（令和６年２月）を受け、策定するものです。また、市の上位計画である「第３次総合計画」（令和６年３月）や関連計画におけるスポーツ分野についての施策を包括的に体系化し、より具体化するものとして策定するもので、それぞれの上位計画、関連計画との整合性を踏まえた計画としています。

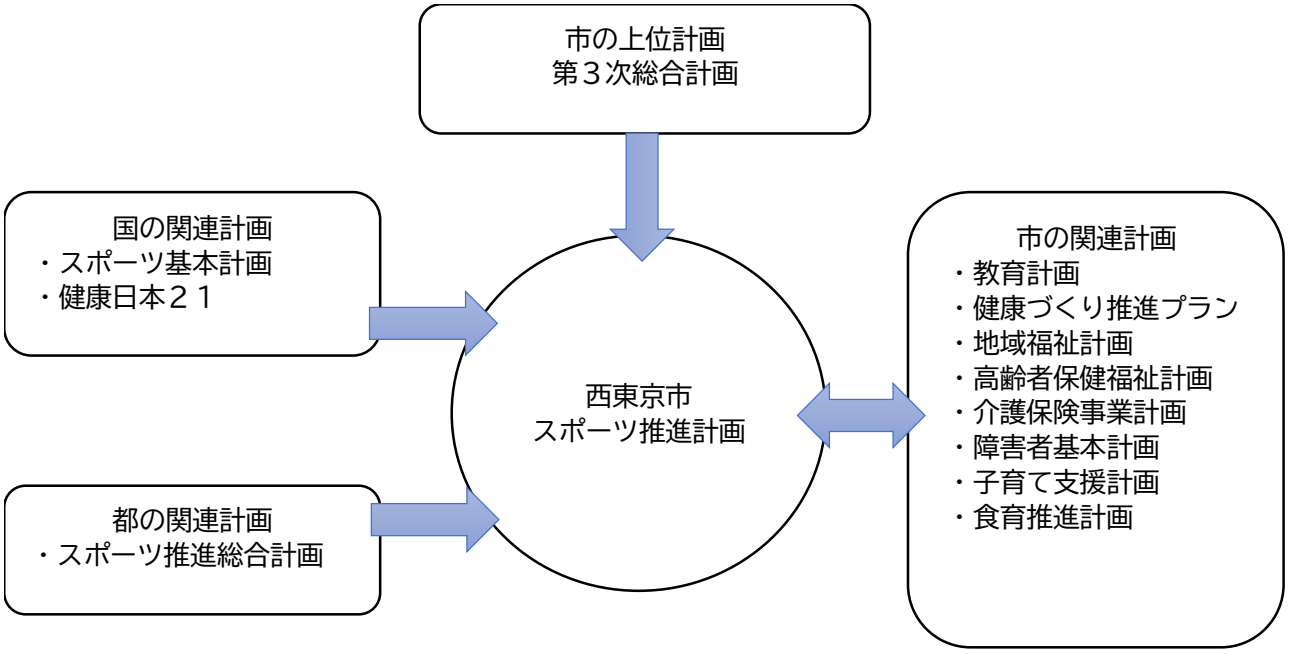

３　計画期間

本計画の計画期間、令和６年度を初年度とし、令和 15 年度を最終年度とした計 10 年間とします。

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
西東京市総合計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
西東京市スポーツ推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

４　本計画におけるスポーツ

本計画は、「スポーツ」を幅広く捉え、自らが身体を動かして行う「する」スポーツだけではなく、競技を観戦する「みる」スポーツや、監督・コーチなどの指導者、スポーツ大会の審判やスタッフ、プロチームのファンやサポーターとして参加する「ささえる」スポーツなども、スポーツとして捉えています。

そして、「スポーツ」を多様な競技種目・レベルや「する」、「みる」、「ささえる」の３つの関わり方として捉えるだけではなく、階段の昇り降りや、駅までの徒歩の移動、身近な場所・環境での散歩など、日常生活における身体活動を含むものとしても捉えます。

このように、「スポーツ」という概念や活動を広く定義づけ、市民のだれもが楽しめるスポーツを推進していきます。

令和４年度に実施したスポーツに関する市民意識調査では、野球やテニス等の競技スポーツだけでなく、ウォーキング・散歩やラジオ体操等のほか、目的地のひとつ手前の鉄道駅で降車して歩くことやエレベーターを使わず階段移動すること、家事の合間に行う筋力トレーニングなど、自らが意志を持って体を動かすことも「スポーツ」に含めることとして調査を実施しました。

第２章　現状と課題

１　スポーツをとりまく動向

（１）国の動向

国は、第２期計画期間中の動向を踏まえつつ、デジタル化や少子高齢化の進捗、働き方改革や生活環境の変化等の様々な社会環境や状況の変化に対応していくための方向性を示す「第３期スポーツ基本計画」を令和４年３月策定しました。第３期スポーツ計画では、今後取り組むべきスポーツ施策として主に以下のものを挙げています。

①新型コロナウイルス感染症への対応

「新型コロナウイルス感染症の流行による国民のスポーツへの参画状況や意識の変化、健康状態等に関する調査研

……としてい

②東京大会のレ
新型コロナウイ　　とんどの競
技は無観客で実
　今後の日本に　　「スポーツ・レ
ガシー」を継承　　の有形・無形の
スポーツ・レガ　　果を一過性のも
のとしない持続可　　運営ノウハウの
継承」「東京大会　　促進」「東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり」「東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・協力」）を掲げています。

内容検討中

③その他社会状況への対応「人口減少・高齢化の進行」「ＤＸなど急速な技術革新」「持続可能な社会や共生社会への移行」　等

　上記の

④運動部活動の地域移行（目標期間の緩和）
　国は、平成 30 年３月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、また令和２年９月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」をとりまとめ、令和５年度以降に段階的に部活動の運営主体を学校から地域に移行していく方針を示しました。
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を全面的に改定を行い、令和４年 12 月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和５年度か令和７年度までの３年間を改革推進機関として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。

（出典：文部科学省「スポーツ基本計画」、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」）

（２）東京都の動向

東京都は、「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げた「東京都スポーツ推進総合計画」を平成 30 年３月に策定しました。東京都スポーツ推進総合計画では、３つの政策目標（「スポーツを通じた健康長寿の達成」「スポーツを通じた共生社会の実現」「スポーツを通じた地域・経済の活性化」）を達成するため、「する・みる・ささえる」の３つの視点から様々な施策に取り組んでいくとしています。

（出典：東京都「スポーツ推進総合計画」）

内容検討中

２　西東京市の現状

（１）人口

本市の人口は、●●●人（令和６年１月１日現在）となっています。人口構成は、東京都平均と比較してもそれほど差はなく、年少人口（0～14 歳）は 12.6%、生産年齢人口（15～64 歳）は 65.2%、老年人口（65 歳以上）は 22.2%となっています。目標年次の平成 35（2023）年における人口は 197,990 人、人口構成は年少人口が 11.9%、生産年齢人口が 62.6%、老年人口が 25.4%と推計され、少子高齢化を

「西東京市人口推計調査報告書

内容検討中

（２）西東京市のスポーツ環境

本市には市北部（１施設）、保谷庁舎周辺部（２施設）、市南部（４施設）、市西部（２施設）、ひばりヶ丘駅南部（１施設）に公共スポーツ施設があります。他にも、ふたつの総合型地域スポーツクラブや、スポーツ機能のある児童センター、高齢者向けのトレーニングマシンを完備した福祉センターなどの公共施設、学校施設の開放、民間スポーツ施設、身近な公園や遊歩道などの多様なスポーツ環境が、

内容検討中

（3）西東京市のスポーツクラブ・団体　　→総合型、ＦＣ東京ほか

本市ではふたつの総合型地域スポーツクラブ、西東京市体育協会加盟の団体や、スポーツ施設に登録している市民の自主的なクラブ・団体などが活動しています。

総合型地域スポーツクラブについて

「総合型地域[redacted]ブで、子どもから高齢者まで、[redacted]心、様々な技術レベルに合わせ[redacted]ては平成 17 年 11 月に「にしは[redacted]れました。

内容検討中

名		
にしはらスポ		地・西原町）を[redacted]時点）。地域[redacted]高齢者まで、[redacted]ブとして、多[redacted]な教室・スポーツ選手による講演会なども開催している。
ココスポ東伏見	平成 23 年	東伏見ふれあいプラザ（富士町）を拠点とし、会員数は 357 名（令和５年３月時点）。スポーツや文化活動を通じた地域コミュニティの活性化、街の活性化が主な目的で、指導者は地域の人材を活用し、東伏見で活動する早稲田大学体育各部や NPO 法人早稲田クラブと協力したイベント・教室なども開催している。

（出典：●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●）

ＦＣ東京について

ＦＣ東京は、東京都を本拠地とするプロサッカークラブで、本市を含む６市（小平市、調布市、府中市、三鷹市、西東京市、小金井市）をホームタウンとしています。

令和４年度には、ＦＣ東京に所属する選手と市内の小学生のオンラインによる交流やジュニアサッカー教室の実施し、また「西東京の日」にはＦＣ東京よりホームゲームにご招待いただき、約 1,000 人の市民が試合観戦を楽しむなど、プロアスリートと連携した取組を行っています。

（４）市民スポーツまつり　等のイベント

本市では、毎年スポーツの日に西東京市民スポーツまつりを開催しています。西東京スポーツまつりは、幼児から高齢者まで幅広い年代の市民にスポーツを楽しんでもらうイベントとなっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和２年度と令和３年度は中止となりましたが、令和４年度は新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、規模を縮小した形式で、３年ぶりに開催しました。

内容検討中

３　市民のスポーツに対する意識

西東京市のスポーツ施策を統合的かつ計画的に推進していくとともに、市民の誰もが身近な場所で、生涯を通じて、スポーツに親しみ、楽しむことのできる地域づくりを目指した西東京市スポーツ推進計画を策定するために、令和４年度に「西東京市スポーツに関する市民意識調査」を実施しました。

■調査概要

調査名	実施日
市民意識調査	2022 年 11 月 16 日（水）～2022 年 11 月 30 日（水） ※11 月 24 日（木）督促状兼礼状発送
児童生徒アンケート調査	小学校　2022 年 11 月 18 日（金）～12 月２日(金) 中学校　2022 年 11 月 18 日（金）～12 月２日(金) 高等学校　2022 年 11 月 18 日（金）～12 月９日(金)
団体意識調査	2022 年 11 月 16 日（水）～2022 年 11 月 30 日（水）

■回収状況

調査対象	対象	回収数	回収率	配布回収の方法
①一般市民	2,000 名	756 件 （郵送:559 件、WEB:197 件）	37.8%	郵送配布・郵送回収及び ＷＥＢ回収
②スポーツ施設登録団体	750 団体	340 件 （郵送：258 件、WEB：82 件）	45.3%	
③児童生徒	1,500 名	小学生：460 件 中学生：484 件 高校生：556 件	－	学校を通じた配布・回収及び 郵送配布・郵送回収

（１）市民のスポーツ実施状況

●市民のスポーツ実施率（週 1 回以上）は今回調査が 52.4%と前回調査（53.2%）と比べて 0.8 ポイント減少している。
●性別・年代別にみると、男性は 60 歳代と 70 歳代で、女性は 50 歳代、60 歳代と 70 歳代で全体の実施率より高い値となっている。
●「現在、運動やスポーツを行っていない。また、これから先も、するつもりはない」といういわゆるスポーツの無関心層の割合は市民で 23.5%となっている。児童生徒では、年齢があがるにつれて無関心層の割合が増加している。

①市民のスポーツ実施率

市民のスポーツ実施率（週 1 回以上）は 52.4%となっている。前回調査（53.2%）と比べて 0.8 ポイント減少している。

スポーツ実施率を性別にみると、男性は 48.1%、女性は 55.2%となっている。

スポーツ実施
80 歳以上で市民
る。

女性は 40 歳代
（55.2%）を下

西東京市のス
※2）と比べて低

作業中

上段:度数 下段:%		スポーツ実施率 合計	 週１日以上実施
	全体	756 100.0	396 52.4
	男性全体	339 100.0	163 48.1
	10歳代	5 100.0	2 40.0
		24 100.0	8 33.3
		25 100.0	10 40.0
		44 100.0	20 45.5
		69 100.0	33 47.8
		67 100.0	36 53.7
		68 100.0	39 57.4
		37 100.0	15 40.5
		402 100.0	222 55.2
		12 100.0	8 66.7
		28 100.0	11 39.3
		54 100.0	21 38.9
		78 100.0	35 44.9
		64 100.0	44 68.8
	60歳代	60 100.0	36 60.0
	70歳代	60 100.0	43 71.7
	80歳以上	46 100.0	24 52.2

※1 出典：令和３年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」
※2 出典：「都民のスポーツ活動に関する実態調査」（令和 3 年 10 月実施）

②関心・行動の度合い

「現在、運動やスポーツを行っていない。また、これから先も、するつもりはない（無関心層）」は 23.5%、「現在、運動やスポーツを行っていない。しかし、６か月以内に始めようと思っている（関心層）」は 20.5%となっている。

東京都の調査と比べると、西東京市民の無関心層の割合は 14.8 ポイント、関心層の割合は 13.2 ポイント高くなっている。

【市民】

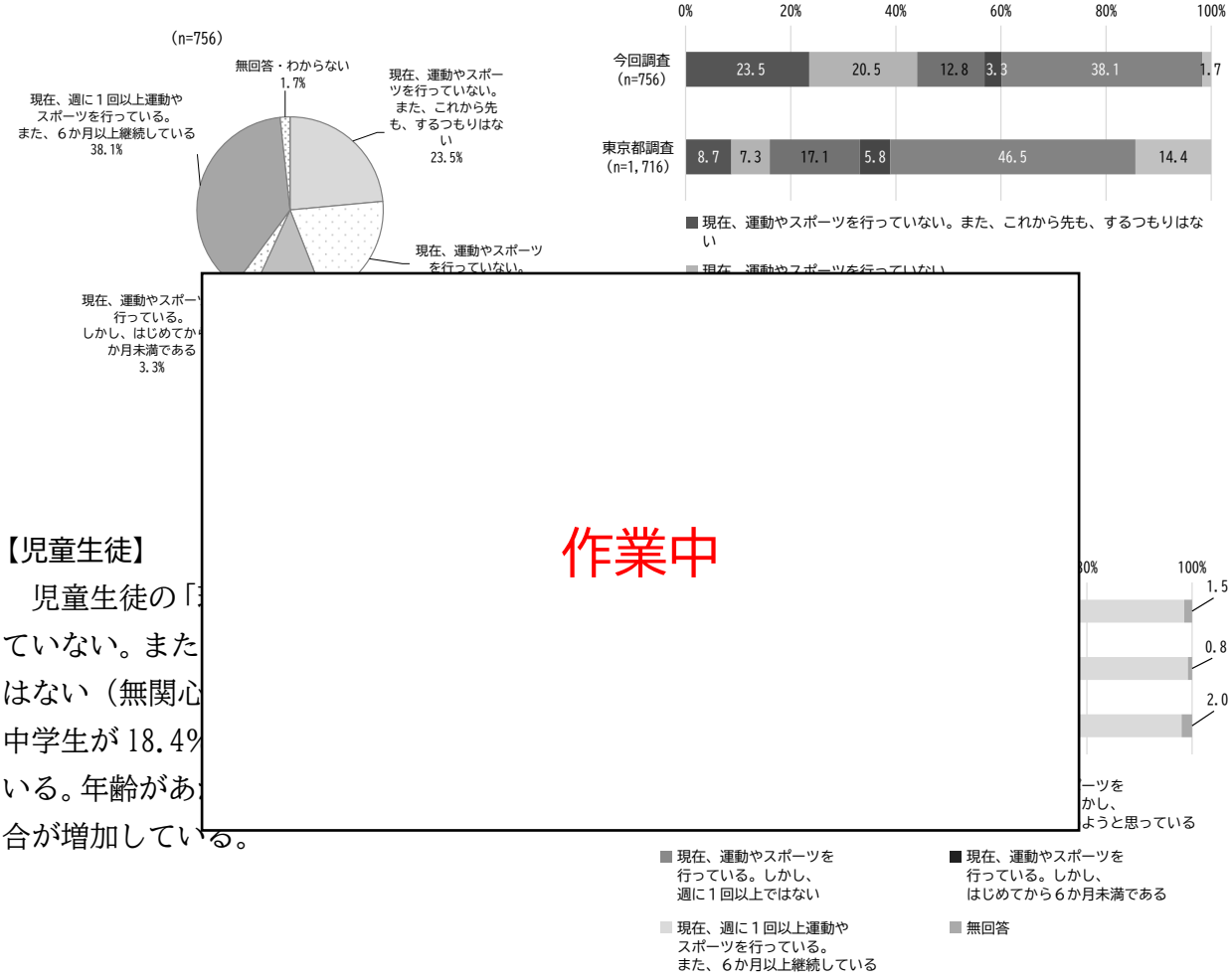

作業中

【児童生徒】

児童生徒の「
ていない。また
はない（無関心
中学生が 18.4%
いる。年齢があ
合が増加している。

③まとめ

市民のスポーツ実施率は概ね前回調査と同様の値となっているが、相対的に若い世代のスポーツ実施率が低くなっており、就労・子育て等によりスポーツの時間を確保できていないことがうかがえる。運動やスポーツの必要性があると感じている市民の割合は９割を超えており、市民の多様なニーズに対応した施策を検討していくことが、引き続き重要な視点だといえる。

一方で、スポーツに無関心な市民の割合が２割を超えており、児童生徒の調査結果とあわせてみると、年齢があがるにつれてスポーツに無関心になる市民が増えていることがうかがえる。今後は、子どもの頃からスポーツへの関心を喚起・継続する取組を通して市民は生涯スポーツを楽しむという視点で施策を推進していくことが重要になるといえる。

（２）運動やスポーツの目的

●市民の運動やスポーツの目的は、「健康目的」は今回調査が 56.9%と前回調査(52.0%)と比べて 4.9 ポイント増加している。
●「楽しいから、面白いから」スポーツや運動を実施する割合は、今回調査と前回調査を比べて、市民では 6.2%、中学生では 10.9 ポイント、高校生では 16.8 ポイント減少している。
●団体の活動目的は、「メンバーの楽しみ」が 71.8%で最も多くなっている。

①市民

“健康目的”（「肥満防止や生活習慣病予防のため」と「健康維持・体力向上のため」の合計）は、今回調査が 56.9%と前回調査（52.0%）と比べて 4.9 ポイント増加している。一方、「楽しいから、面白いから」は、今回調査が 6.7%となっており、前回調査（12.9%）と比べて、6.2 ポイント減少して

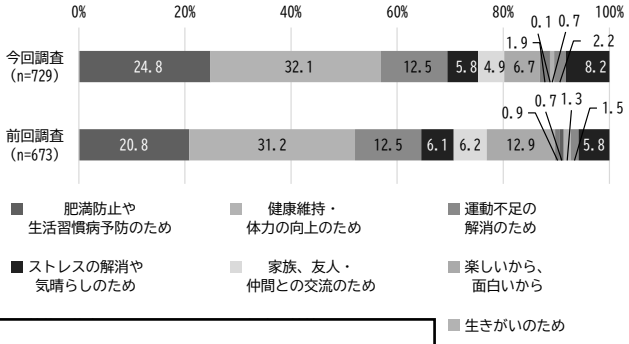

②児童生徒

“健康目的”（
「健康維持・体力
康目的」は今回調
査（31.9%）と比
る。

一方、「楽しい
査の中学生が 20
おり、前回調査
40.9%）と比べて
している。

作業中

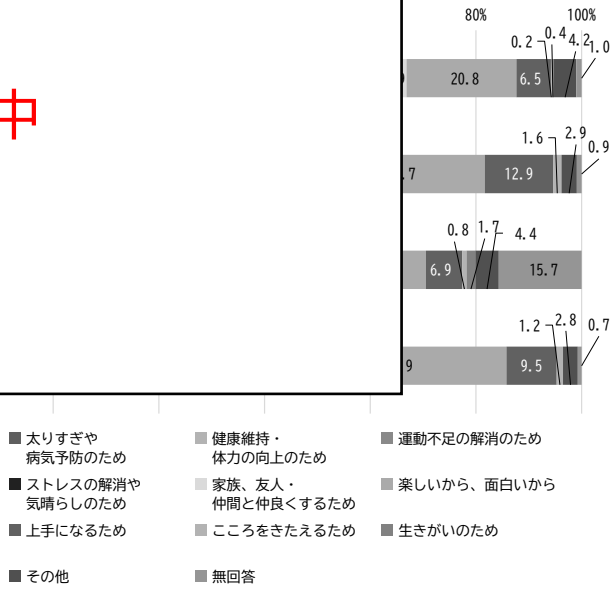

③団体

団体が活動する目的は、「メンバーの楽しみ」が 71.8%と最も多く、前回調査（59.3%）と比べて、12.5 ポイント増加している。

２番目に多い回答は「メンバーの健康増進」で 60.3%（前回調査は 60.2%）、

３番目に多い回答は「メンバー同士の交流」が 53.2%（前回調査は 59.8%）となっている。

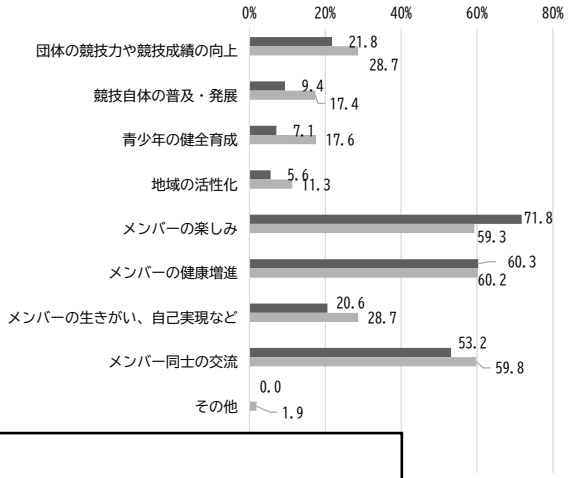

作業中

④まとめ

市民が運動や　の年代において
も前回調査と比　合は減少してい
る。

日ごろスポー　合が前回調査時
から減少し、団　増加している。

社会的な健康　スポーツに対す
る意識と団体と　ためて国や都の
計画でもふれら　くとされるスポ
ーツの持つ力や意義についても考慮したうえで、今後施策の方向性を検討していくことが重要になるといえる。

国の基本計画で取り扱う「スポーツ」

出典：第３期スポーツ基本計画の概要（詳細版）

（3）市のスポーツ環境

●運動やスポーツをする場所について､｢西東京市の公共施設｣と回答した市民は 15.1%と前回調査（22.9%）と比べて 7.8 ポイント減少している。
●西東京市の公共施設の利用について、「スポーツセンター」は 23.7%と前回調査（29.3%）と比べて 5.6 ポイント減少している。
●西東京市がスポーツ分野において重点的に取組むべきことについて、前回調査と比べて増加割合の大きいものをみると、「スポーツイベントの開催」は 5.7 ポイント、「市のスポーツ施設・設備の整備」は 4.6 ポイント増加している。

①運動やスポーツをする場所

市民の運動やスポーツをする場所についてみると､｢西東京市の公共施設｣は、今回調査が 15.1%と前回調査（22.9%）と比べて、7.8 ポイント減少している。一方、｢自宅｣は今回調査では 28.7%と前回調査（21.1%）と比

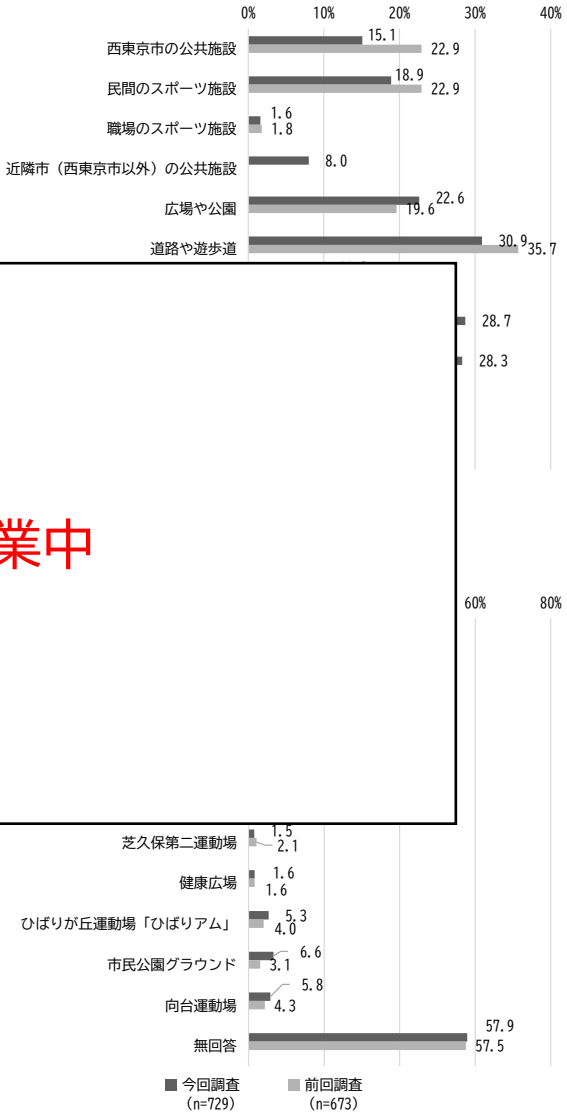

作業中

②西東京市の公

市民における
用有無ついて
ー」は今回調査
（29.3%）と比
ている。一方、
今回調査が 6.6%と前回調査（3.1%）と比べて 3.5 ポイント増加している。

③西東京市が重点的に取組むべきこと

西東京市が今後どのようなスポーツ分野について重点的な取組みを進めていくべきか市民の考えをみると、「市のスポーツ施設・設備の整備」は今回調査が 53.0%と前回調査（48.4%）と比べて 4.6 ポイント増加している。また、「スポーツイベントの開催」は今回調査が 21.0%と前回調査（15.3%）と比べて 5.7 ポイント増加している。一方、「高齢者のスポーツ活動の推進」は今回調査が 33.6%と前回調査（40.4%）と比べて 6.8 ポイント減少している。

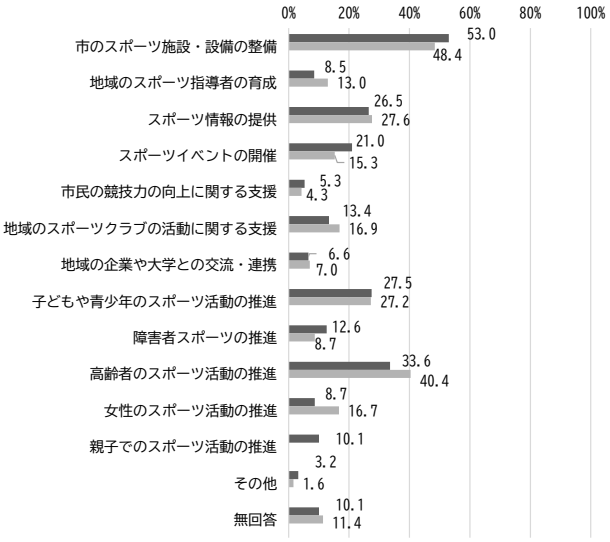

④まとめ

スポーツを自で、公共施設や民間のスポーツ染拡大の影響により、スポーツことがうかがえる。

そして、市が開催」や「市のスポーツ施設・。

このことから きる環境を充実していくことが られる。

作業中

（4）新型コロナウイルス感染拡大の影響

●新型コロナウイルス感染症により健康維持のための取組が注目されるなか、インターネットやテレビ等のメディアを活用した運動やスポーツを年代別にみると「行ったことはないし関心もない」は市民が 31.0%、中学生が 36.8%、高校生 52.1%となっている。

●一方、「行ったことはないが関心がある」は、市民が 21.1%、中学生が 19.9%、高校生が 12.8%となっている。

①市民

市民で、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などを受け、インターネットやテレビ等のメディアを活用した運動やスポーツを「行ったことはないし関心もない(無関心層)」は 31.0%となっている。一方、「行ったことはないが関心がある(関心層)」は 21.1%となっている。

「行ったこと
層)」を性別で
くなっている。

②中学生・高校

新型コロナウ
る外出自粛など
テレビ等のメデ
ポーツを「行っ
(無関心層)」は
が 52.1%となっ
いが関心があ
19.9%、高校生

「行ったことはないし関心もない(関心層)」を性別でみると、中学生・高校生ともに男性が女性より多くなっている。

③まとめ

新型コロナウイルスの感染拡大により生活様式が変化したなかで注目されはじめたインターネットやテレビ等のメディアを活用した運動やスポーツについて、市民では「行ったことはないし関心もない(無関心層)」はおよそ３割、「行ったことはないが関心がある（関心層)」はおよそ２割となっている。中学生・高校生では市民と比較して無関心層の割

作業中

上段:度数 下段:%		問25　あなたは、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などを受け、インターネットやテレビ等のメディアを活用した運動やスポーツを行いましたか。例）インターネットやテレビなどで動画を見ながらヨガや体操、ストレッチ等を行った（○は１つ）					
		合計	感染症の流行をきっかけに行った	流行する以前から行っていた	行ったことはないが関心がある	行ったことはないし関心もない	無回答
	全体	726 100.0	118 16.3	143 19.7	153 21.1	225 31.0	87 12.0
	10歳代:男性	5 100.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0
	20歳代:男性	23 100.0	3 13.0	4 17.4	7 30.4	8 34.8	1 4.3
	30歳代:男性	24 100.0	4 16.7	5 20.8	4 16.7	10 41.7	1 4.2
	40歳代:男性	43 100.0	10 23.3	3 7.0	7 16.3	21 48.8	2 4.7
	50歳代:男性	67 100.0	9 13.4	9 13.4	12 17.9	31 46.3	6 9.0
					15 23.1	29 44.6	5 7.7
					6 9.4	41 64.1	7 10.9
					6 17.6	13 38.2	12 35.3
					2 16.7	2 16.7	- -
					5 17.9	5 17.9	2 7.1
					11 20.8	8 15.1	1 1.9
					22 28.9	11 14.5	3 3.9
					17 27.4	8 12.9	2 3.2
					17 30.4	10 17.9	11 19.6
					13 21.7	14 23.3	14 23.3
					8 18.2	9 20.5	18 40.9

上段:度数 下段:%		問19　あなたは、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などを受け、インターネットやテレビ等のメディアを活用した運動やスポーツを行いましたか。例）インターネットやテレビなどで動画を見ながらヨガや体操、ストレッチ等を行った（○は１つ）					
		合計	感染症の流行をきっかけに行った	流行する以前から行っていた	行ったことはないが関心がある	行ったことはないし関心もない	無回答
中学生	全体	443 100.0	104 23.5	82 18.5	88 19.9	163 36.8	6 1.4
	男性	221 100.0	42 19.0	32 14.5	45 20.4	100 45.2	2 0.9
	女性	222 100.0	62 27.9	50 22.5	43 19.4	63 28.4	4 1.8
高校生	全体	514 100.0	78 15.2	91 17.7	66 12.8	268 52.1	11 2.1
	男性	259 100.0	32 12.4	33 12.7	27 10.4	161 62.2	6 2.3
	女性	255 100.0	46 18.0	58 22.7	39 15.3	107 42.0	5 2.0

合が高くなっている。また、「行ったことはないし関心もない（無関心層）」は、いずれの年代においても男性が女性よりも多くなっている。

今後、こうした新たなスポーツについてはターゲットと目的を明確にしていくことでスポーツのすそ野を拡大していくという視点が重要になると考えられる。

（５）数値目標の達成状況

①市民のスポーツ実施率は前回調査と比べて 0.8 ポイント減少している。
②市民のスポーツ非実施率は前回調査と比べて 16.4 ポイント減少している。
③市民のスポーツ活動頻度に関する満足度は前回調査と比べて 15.8 ポイント増加している。
④自分が健康であると感じる市民の割合は前回調査と比べて 3.1 ポイント増加している。
⑤市民のスポ…ト減少している。
⑥総合型地域…加している。

作業中

				今回調査
				令和４年度
①市民のスポーツ実施率の向上（週 1 回以上…				52.4%
②市民のスポーツ非実施率の減少（スポーツをほとんどやらない人の割合）				3.9%
③市民のスポーツ活動頻度に関する満足度の向上	45.3%	34.4%	50.0%	47.2%
④自分が健康であると感じる市民の増加	69.4%	82.6%	85.0%	85.7%
⑤市民のスポーツクラブ ・ 団体への加入率	27.6%	20.0%	30.0%	18.6%
⑥総合型地域スポーツクラブの認知度向上（総合型地域スポーツクラブを知っている・聞いたことがある人の割合）		18.0%	30.0%	18.1%

・スポーツの無関心層は 23.5%、関心層は 20.5%
・運動やスポーツが好きな人は 69.9%
・「健康維持・体力の向上のため」に運動やスポーツをする市民が 32.1%と最も多い

・小学生で運動やスポーツが「好き」が 85.8%、中高生が 75.9%
・小学生の無関心層は 12.0%、中高生の無関心層は 26.8%
・「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」を求める中高生が 70.5%
・学校の授業以外で運動やスポーツをしている場所は、小学生では「広場や公園」が 49.3%と最も多く、中高生は「自宅」が 35.0%と最も多い
・市民がこれからの子どもの運動地域活動に求めることは「子どもの体力が向上する環境の充実」が最も多く 65.2%

作業中

・障害者スポー
・障害者スポー

39.5%

・スポーツを支
・「総合型地域

%、中高生で 81.3%

・団体では、「連携・交流は特に必要ない」が 39.7%「連携・交流を行いたいと考えているが、できていない」が 22.6%
・スポーツ活動の振興が「地域の人々との交流の促進」すると考える人は 49.5%

４　計画の課題

（１）市民の関心・行動の度合いに応じた施策の考え方の整理

（２）子どもの運動やスポーツに関する施策の考え方の整理

（３）障害者スポーツに関する施策の考え方の整理

（４）スポーツ環境の整備に対する市の考え方の整理

（５）みるスポ

（６）関係者間

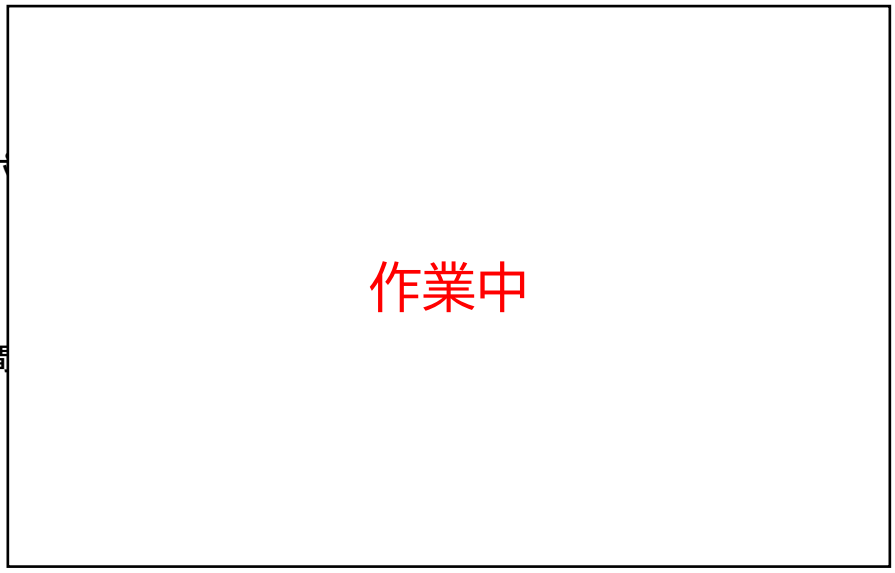

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

西東京市のスポーツをとりまく環境や現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念を以下のように設定します。

スポーツを通して健康で生涯心豊かに暮らすことができる、活気と魅力あふれるまち

西東京市は、これまで「スポーツ・レジリエンス・シティ・西東京～スポーツをだれもが・いつでも・どこでも・楽しめるまち～」を基本理念に掲げ、市民のだれもが・いつでも・どこでもスポーツを楽しめる環境づくりや、市民それぞれが健康で活動的になり（市民力の向上）、スポーツをきっかけに地域の様々な人がつながり、地域としての結束力を強める（地域力の向上）施策を推進してきました。

前計画期間中の 2020 年には、新型コロナウイルス感染症の流行により、人々の生活に大きな影響を与え、スポーツによる健康づくりへの考え方やスポーツの在り方を見直す契機となりました。また 2021 年７月には、新型コロナウイルス感染症により開催が 1 年延期された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）が開催され、人々のスポーツに対する意識が高まり、「する」スポーツだけではなく、「みる」スポーツや「ささえる」スポーツといった様々なスポーツへの関わり方により、多様な人がスポーツに親しむ機運が醸成されました。スポーツには、その活動を通して人々が健康になるのみにとどまらず、人と人をつなぐことにより人間性が豊かになり、さらに地域を活性化する力があります。そのため、東京 2020 大会のレガシーを引き継ぎ、スポーツの持つ力を活用し、スポーツを通したまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本計画では、市民のみなさんがスポーツを通じて心身ともに健康で、活気と魅力あふれるまちを実現するため、基本理念のもと様々な施策を推進していきます。

基本理念イメージ図

２　基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を以下のように設定します。

（１）ライフステージに応じたスポーツの推進

スポーツを楽しみたい人や個人の競技力を向上させたい人など、市民のだれもが生涯を通して「それぞれにとってのスポーツ」（目的・手段を問わない市民それぞれのスポーツに対する思い入れ）を楽しむための施策を推進していきます。

また、これまでスポーツと接点のなかった人や、日頃スポーツに関心をもつ機会がない人には、身体を動かす喜びや楽しさ、スポーツを通して他者と協力・共感する楽しさなどを実感するための施策を推進していきます。

（２）だれもがスポーツに親しむことができる環境の充実

市民のだれもが身体を動かす喜びや楽しさ、スポーツを通して他者と協力・共感する楽しさなどを実感するとともに、安全に、かつ安心してスポーツに親しむことができるよう、施設整備や有効活用する施策を推進していきます。

また、コロナ禍を経て変化してきた一人ひとりの生活様式にあわせて、デジタル技術等も活用しながら、場所、人材、クラブ、情報などの市民一人ひとりのスポーツを支える環境を充実する施策を推進します。

（３）スポーツを通した地域コミュニティの醸成

日常生活との関わりの中で、スポーツの持つ力を活用しスポーツを通して多世代・多様な市民の交流・地域参画を促進していくことで地域のコミュニティ醸成につながる施策を推進していきます。また、地域のスポーツを支える人材や団体等の育成支援にも取り組み、地域における一体感や地域への誇りを創出していきます。

（４）スポーツを通したまちづくり

スポーツを通して市民、団体等の連携・協働する場や機会を充実していきます。また、より多くの市民のスポーツへの関心を喚起したり、スポーツを生涯にわたって楽しむことができるよう、多様な情報を適切に提供していきます。

地域においてスポーツの力を活用した取組を推進するとともに東京 2020 大会をはじめとした大規模なスポーツ大会等のレガシーを継承していくことで、次世代につながるスポーツを通したまちづくりに取り組んでいきます。

3　計画体系

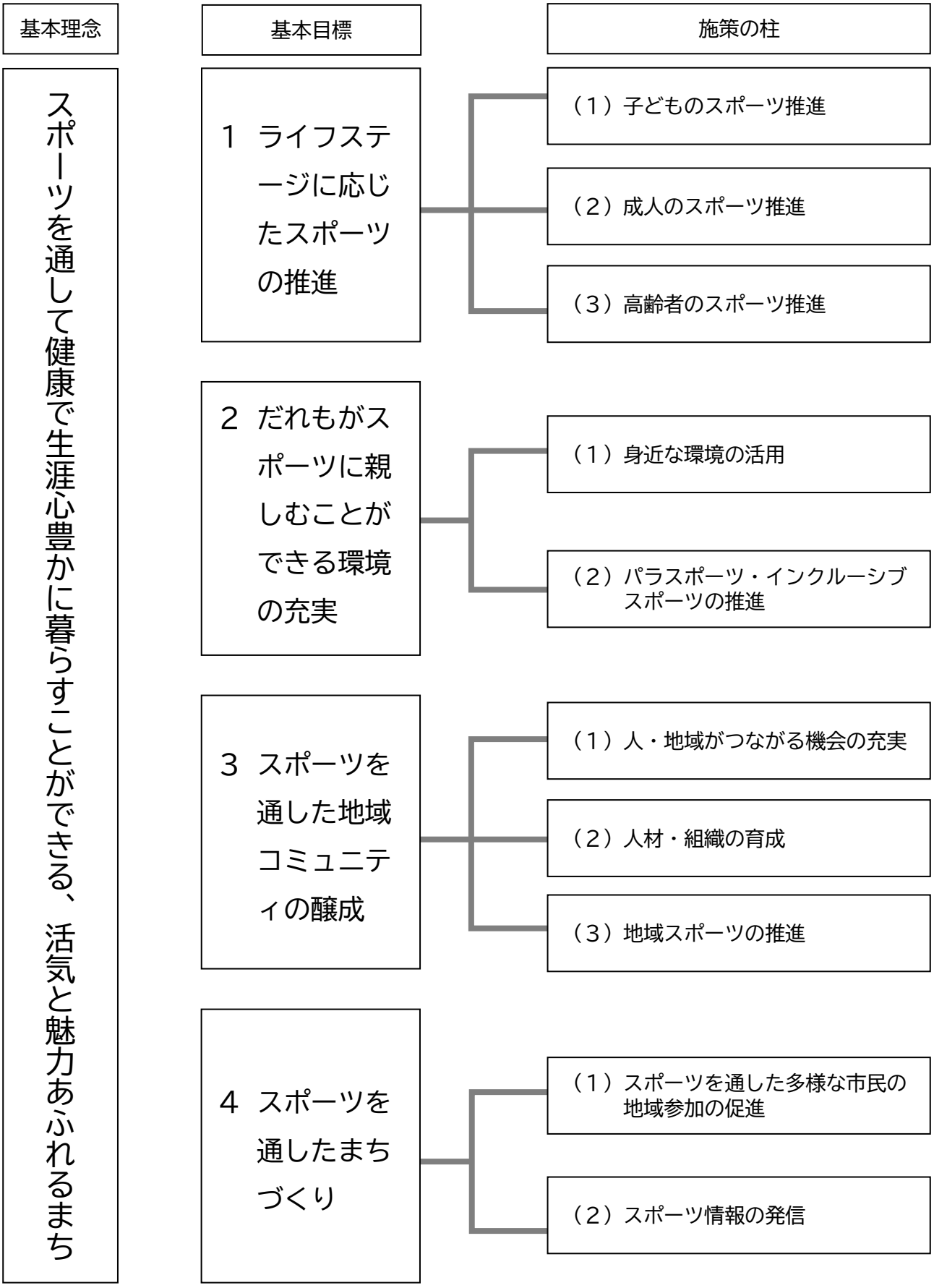
基本理念
スポーツを通して健康で生涯心豊かに暮らすことができる、活気と魅力あふれるまち
基本目標
1　ライフステージに応じたスポーツの推進
2　だれもがスポーツに親しむことができる環境の充実
3　スポーツを通した地域コミュニティの醸成
4　スポーツを通したまちづくり
施策の柱
（1）子どものスポーツ推進
（2）成人のスポーツ推進
（3）高齢者のスポーツ推進
（1）身近な環境の活用
（2）パラスポーツ・インクルーシブスポーツの推進
（1）人・地域がつながる機会の充実
（2）人材・組織の育成
（3）地域スポーツの推進
（1）スポーツを通した多様な市民の地域参加の促進
（2）スポーツ情報の発信

施策

４　計画の指標

基本目標	施策の柱	指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和 15 年度）
１	（１）	スポーツに無関心な児童・生徒	小学生：12.0% 中学生：18.4% 高校生：34.2%	小学生：10.0% 中学生：15.0% 高校生：20.0%
		スポーツ実施率	小学生：81.5% 中学生：77.5% 高校生：62.9%	85.0%
	（２） （３）	スポーツ実施率	52.4% （市民全体）	70.0%
２	（１）	市のスポーツ施設・設備についての課題意識	53.0%	30.0%
	（２）	障害者スポーツを行ったことがある人の割合	1.9%	10.0%
３	（１）	西東京市民スポーツまつりの参加人数	832 人	5,000 人
	（２）	スポーツを支える活動に関心がある市民の割合	52.9%	70.0%
	（３）	総合型地域スポーツクラブの認知度	18.1%	30.0%
４	（１）	スポーツ活動の振興が地域の誇りや一体感の創出につながると思う市民の割合	13.6%	20.0%
	（２）	西東京市公式ライン登録者数	8,247 人	10,000 人

第４章　施策

基本目標１　ライフステージに応じたスポーツの推進

施策の柱（１）子どものスポーツ推進

子どもの頃からスポーツに親しむことは、心身の健康増進やコミュニケーション能力、協調性を育むなど、子どもの成長に重要な役割を果たします。

そのため、子どもたちが身近な環境でスポーツを楽しむ場や機会を充実させる施策を推進します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
スポーツに無関心な 児童・生徒	小学生：12.0% 中学生：18.4% 高校生：34.2%	小学生：10.0% 中学生：15.0% 高校生：20.0%
スポーツ実施率※	小学生：81.5% 中学生：77.5% 高校生：62.9%	85.0%

※前回（平成 25 年）調査：小学生 83.3%、中学生 81.1%、高校生

①子どもの居場所づくりの充実

公共施設や教育施設などに、子どものためのスポーツ指導者の派遣やスポーツに関連するプログラムの提供などを体系的に行うことにより、子どもがスポーツを楽しめる場を充実します。

②青少年のスポーツ教室等の開催

青少年のスポーツ機会の向上を図るため、少年野球教室、ＦＣ東京コーチングスタッフによる少年サッカー教室などを開催します。

③初心者向けスポーツイベントの企画・開催

だれもが気軽にスポーツを楽しめるために、親しみやすい初心者向けスポーツイベント、ニュースポーツイベント等を企画・開催します。

④トップアスリートに触れる機会の推進

トップアスリートの経験談を聞く機会や実際のパフォーマンスを見る機会等トップアスリートとの触れ合いの機会を推進するため、さまざまな種目のアスリートを招いたシンポジウムや講話・スポーツ教室の企画・開催します。

施策の柱（２）成人のスポーツ推進

スポーツは、健康増進やストレス解消、地域とのつながりをつくる役割を果たします。そのため、仕事や育児等によりスポーツをする機会が減ってしまうことの多い働き盛り・子育て世代が、身近な場所で気軽にスポーツをする機会を創出する施策を推進します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
スポーツ実施率	52.4%（市民全体）	70.0%

①スポーツを通じた成人のための健康増進

成人向けのスポーツを通じた健康増進を図るため、運動健康教室や運動健康相談サービス、運動体力テストなどの企画・開催を推進します。

②親子・家族で行う体力づくりの促進

親子・家族で行なう体力づくりを促進するため、ファミリースポーツデーの設定、親子・家族でできる基礎体力づくりのための教室開催、子育て中の親と乳幼児向け運動などのスポーツプログラムの提供を促進します。

③働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出

スポーツをする時間を確保することが難しい、働き盛り・子育て世代のスポーツ機会を創出するため、夜間・休日のスポーツ教室の充実や、公共スポーツ施設への保育機能を提供します。

④初心者向けスポーツイベントの企画・開催【再掲】

だれもが気軽にスポーツを楽しめるために、親しみやすい初心者向けスポーツイベント、ニュースポーツイベント等を企画・開催します。

⑤レベルアップに向けたトップアスリートに触れる機会の推進

スポーツへの意欲が高く、技術力・競技力の向上を目指す成人のため、市内及び周辺地域の指導者やクラブの情報提供などを行うなど、スポーツ活動の継続やレベルアップに向けた支援を推進します。

施策の柱（３）高齢者のスポーツ推進

高齢者にとってのスポーツは、健康増進や介護・フレイル予防、生きがいづくり、地域とのつながりなど、様々な側面で大きな役割を果たします。そのため、高齢者のスポーツの機会を一層充実する施策を推進します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
スポーツ実施率（再掲）	52.4%（市民全体）	70.0%

①高齢者のスポーツ活動の支援

市民の中でもスポーツ意欲が高い高齢者のスポーツ機会を充実させるため、高齢者クラブの活動支援や、高齢者がメインのスポーツ大会、シニアスポーツなどを充実します。

②初心者向けスポーツイベントの企画・開催【再掲】

だれもが気軽にスポーツを楽しめるために、親しみやすい初心者向けスポーツイベント、ニュースポーツイベント等を企画・開催を行います。

③スポーツを通じたフレイル予防の推進

高齢者向けのスポーツを通じたフレイル予防を推進するため、高齢者向け運動・体操プログラムの提供、高齢者向け体力テストを実施します。

④高齢者のスポーツ意欲の地域活動への活用

高齢者のスポーツに対する意欲の高さを、地域での生きがいづくりや仲間づくりに活用するため、高齢者のスポーツボランティアへの積極的な活用や高齢者が中心となったスポーツを通じた地域活動に対する支援を推進します。

基本目標２　だれもがスポーツに親しむことができる環境の充実

施策の柱（１）身近な環境の活用

市民のだれもが日常の暮らしの中でスポーツを行うためには、身近な環境の有効活用という視点が重要です。そのため、企業・民間スポーツ施設、教育施設、既存公共施設などの市内のスポーツ環境を効果的に活用するとともに、新型コロナウイルス感染症により変化した一人ひとりの生活様式に合わせてデジタル技術を活用することで、市民が身近な環境でスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
市のスポーツ施設・ 設備についての課題意識	53.0%	30.0%

①身近な空間・場所の有効活用

既存の道路における距離表示、安全性を配慮したウォーキングコースの設定やマップの利活用等の取組を推進します。また、公共施設の空きスペースをスポーツ活動の場として活用する取組を検討します。

②教育施設の利活用の促進

地域住民の自主的なスポーツ活動を推進するため、教育施設の開放をより促進できるように努めます。

③民間スポーツ施設の利用促進・連携の検討

企業が保有するスポーツ施設を市民が利用できるように調整を行い、民間のフィットネスクラブやスポーツクラブの施設を利用して、スポーツ教室などを開催することで、市民のスポーツ参加のさらなる促進を図ります。

④他市との連携による施設相互利用の推進

多摩北部都市広域行政圏協議会の構成市である小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市と連携し、公共スポーツ施設の相互利用の促進を図ります。

⑤日常生活での手軽なスポーツの普及・啓発

スポーツをする時間を確保することが難しい、働き盛り・子育て世代が日常生活の中で体を動かす習慣を養うため、階段の昇り降りや自宅から駅までの徒歩での通勤、自宅で取り組める運動など、日常生活での手軽なスポーツに関する冊子の作成やＳＮＳ等を活用した情報提供などを充実します。

⑥既存の公共施設の利活用の促進

ダンスやヨガなどを含む、狭いスペースでも実施可能な、様々なスポーツ教室を展開することを目的として、スポーツ施設以外の公共施設における有効活用の促進を図ります。

施策の柱（２）障害者のスポーツ推進

共生社会の実現のためには、障害の有無にかかわらず多様な市民がスポーツを楽しむことができる場や機会を充実することが重要です。そのため、障害者が積極的にスポーツに参加でき、障害のない人の障害者スポーツへの理解を促進する施策に取り組みます。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
障害者スポーツを行ったことがある人の割合	1.9%	10.0%

①パラスポーツ・インクルーシブスポーツの支援

障害者のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおけるパラスポーツ・インクルーシブスポーツの取組を推進するとともに、障害の有無に関わらず市民だれもがともにスポーツを行うことができる場や機会を創出します。

②パラスポーツ・インクルーシブスポーツを支える人材の発掘・育成

障害者がスポーツを行うきっかけづくりや継続した取組を支えるため、パラスポーツ・インクルーシブスポーツの指導者や当事者を支援する人、事業の運営を支援するボランティアスタッフなど、パラスポーツ・インクルーシブスポーツ支える人材の発掘・育成を推進します。

③パラスポーツ・インクルーシブスポーツにおける連携・ネットワークの体制の充実

障害者の定期的・継続的なスポーツ機会を創出するため、東京都多摩障害者スポーツセンターや多摩北部広域行政圏協議会などと連携して、パラスポーツ・インクルーシブスポーツの指導者やボランティアの市内スポーツ施設への派遣や新規プログラムの開催、指導者同士の交流の機会の創出を促進します。

基本目標３　スポーツを通した地域コミュニティの醸成

施策の柱（１）人・地域がつながる機会の充実

スポーツには、その活動を通して他者と協力・共感する楽しさなどを実感でき、人や地域とのつながりを創出する力があります。

スポーツがその持つ力を活かし、市民参加型のプログラムやイベントにより、人や地域とつながる機会を充実します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
西東京市民スポーツまつりの参加人数	832 人（※１）	5,000 人（※２）

※１　新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、午前中のみ開催。
※２　参考：平成 29 年度 6,996 人、平成 30 年度 4,518 人、令和元年度 1,416 人、
令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

①若者の力を活かした地域活動の支援

若者の地域参加を促し、コミュニティの活性化を図るため、若者のスポーツを通じた地域活動に参加するきっかけ、場や機会を充実します。

②市民全員参加型プログラム（スポーツ大会・イベント）の推進

市民スポーツまつりや西東京市しゃきしゃき体操など、年齢や性別、体力レベルに関係なく、市民全員が参加できるプログラムを推進します。

施策の柱（２）人材・組織の育成

スポーツを通した地域コミュニティを醸成するためには、スポーツの指導者やボランティアなどのスポーツ活動を支える人材が不可欠です。そのため、市民や団体のスポーツ活動を支える人材・組織の発掘・育成、活躍の場や機会を充実する施策を推進します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
スポーツを支える活動に関心がある市民の割合	52.9%	70.0%

①既存スポーツ団体・クラブの活性化支援

地域のスポーツ団体・クラブの一層の活性化を図るため、特定非営利活動法人 西東京市体育協会等との連携を充実し、活動の場や機会の充実、体制の強化等の支援します。

②大学・民間の人材との連携促進

市内のスポーツ指導者の指導力向上を目的とした環境整備を図るため、市内大学、企業、民間のスポーツクラブ等との連携を促進します。

③スポーツを支える人の育成・支援

各種スポーツ大会、イベントでのスポーツボランティアや団体等におけるスポーツの指導者やボランティアの育成・支援の取組を推進します。

④パラスポーツ・インクルーシブスポーツを支える人材の発掘・育成【再掲】

障害者がスポーツを行うきっかけづくりや継続した取組を支えるため、パラスポーツ・インクルーシブスポーツの指導者や当事者を支援する人、事業の運営を支援するボランティアスタッフなど、パラスポーツ・インクルーシブスポーツ支える人材の発掘・育成を推進します。

施策の柱（３）地域スポーツの推進

市内には、にしはらスポーツクラブ（平成 17 年設立）とココスポ東伏見（平成 23 年設立）のふたつの総合型地域スポーツクラブがあり、多世代・多種目・多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されています。

今後も、市民が生涯にわたって継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場としての役割を担っていくためにクラブの認知・参加の促進、クラブ運営スタッフの育成、既存スポーツ団体・クラブとの連携促進、教育施設等の既存公共施設の有効活用により、総合型地域スポーツクラブの活動を支援する施策を推進します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
総合型地域スポーツクラブの認知度	18.1%	30.0%

①総合型地域スポーツクラブの活動支援

総合型地域スポーツクラブの地域社会での認知・参加拡大を促進するため、市報やホームページでの情報提供や個人利用、無料体験イベントの機会などの充実を図ります。

②総合型地域スポーツクラブと既存スポーツ団体・クラブとの連携促進

総合型地域スポーツクラブと既存のスポーツ団体・クラブとの合同練習会、合同イベントなどの開催支援や指導者交流会の促進、地域内でのリーグ戦の開催の検討などを進めていきます。

③既存の公共施設の利活用の促進【再掲】

ダンスやヨガなどを含む、狭いスペースでも実施可能な、様々なスポーツ教室を展開することを目的として、スポーツ施設以外の公共施設における有効活用の促進を図ります。

基本目標４　スポーツを通したまちづくり

施策の柱（１）スポーツを通した多様な市民の地域参加の促進

スポーツを通した地域や人とのつながりは、スポーツによる活き活きとした暮らしの実現やまちの活性化につながると考えられます。

市民のだれもが健康に過ごすにぎやかなまちを目指し、スポーツが持つ人をつなぐ力を活用しながら多様な市民の地域参加を促進します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
スポーツ活動の振興が地域の誇りや一体感の創出につながると思う市民の割合	13.6%	20.0%

①季節に応じた多様なスポーツ機会の提供

季節に応じてさまざまなスポーツが楽しめる複数種目型クラブを支援します。また、季節ごとのスポーツプログラムの開発の検討を行います。さらに、スキーなどのシーズンスポーツ体験会を開催します。

②目的別健康プログラムの普及促進

肥満予防、ダイエット、転倒予防など、個人の目的やニーズに応じた健康プログラムの開発の検討および普及を促進します。

③オリンピック・パラリンピック等各種国際大会に向けたイベントの開催

東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承し、また、各種国際大会（サッカー、ラグビー等ワールドカップやワールドベースボールクラシック等）の機運醸成に向けたイベントの検討などを進めていきます。

施策の柱（２）スポーツ情報の発信

市民がスポーツに関心を持ち取り組み始めるきっかけづくりやスポーツ活動の継続を支援するため、スポーツ相談窓口を活用し、多様なスポーツ情報を提供します。

指標	現状値 （令和４年度）	目標値 （令和 15 年度）
西東京市公式ライン 登録者数	8,247 人	10,000 人

①スポーツ関連情報の一元的な提供

分散しているスポーツ関連情報の一元的な管理・提供の方策を検討します。

②ＩＣＴを活用した健康・スポーツ活動の充実

スポーツをするきっかけとして、あるいは継続を動機づけるために、さまざまな健康スポーツデータを測定し、それを蓄積・管理するデータベースの構築を検討します。また、大学等との連携によるデータ分析や市民へのフィードバックの仕組みづくりを検討します。

③公共スポーツ施設の利用拡大

さまざまな情報媒体を通じて、市内の公共スポーツ施設の情報を全市的に発信するとともに、魅力的な事業を提供することによって、利用者・利用圏の拡大を図ります。

④スポーツ観戦情報の提供

トップアスリートが参加する競技会だけではなく、市内で開催されるスポーツ大会や市内の学校、スポーツクラブなどが出場する大会の情報提供を推進します。

また、トップアスリートのパフォーマンスを実感したり、楽しんだりするために、市内外でのプロスポーツ観戦ツアーの企画を検討します。あわせて、各スポーツの観戦の楽しみ方のアドバイスの提供なども検討していきます。

⑤スポーツ相談窓口の充実

スポーツやスポーツを通じた健康づくり、フレイル予防に関する市民の様々な相談に対応するため、相談窓口機能の充実や各関係機関の連携強化を促進します。

第５章　計画推進のための方策

１　各主体の役割

計画の推進に向けて、市民、スポーツクラブ・団体、民間事業者、地域活動団体などが、協力。連携を行い、それぞれが主体的にスポーツ推進に取り組むことで、スポーツによる市民力及び地域力の向上を目指します。そのためには、各主体に以下のような役割が期待されます。

（１）市民

それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、スポーツを楽しみ、日々の暮らしを充実させることが期待されます。また、スポーツを通した人や地域とのつながりを大事にし、スポーツを通じた地域活性化に貢献することが期待されます。

（２）スポーツクラブ・団体

市や地域活動団体、民間事業者などと連携しながら、市民のスポーツ参加機会の拡充、市民の多様なスポーツニーズへの対応、スポーツの楽しさ、魅力の発信を行うことが期待されます。

（３）民間事業者

公共スポーツ施設の指定管理者として、専門性を活かした市民の多様なスポーツニーズへの対応や、市と連携した市民のスポーツニーズや実態の把握を行うことが期待されます。

（４）地域活動団体

市民に身近な存在として、活動の中にスポーツを積極的に取り入れることによる団体内や地域の交流の促進、地域におけるスポーツ指導者・ボランティア人材の発掘などが期待されます。

（５）市

市民それぞれにとって楽しいスポーツを実現できるスポーツ環境づくりに努めることが期待されます。また、市民や地域社会の中にあるスポーツという意識を持ち、スポーツに関連する庁内各課と連携した市民の活き活きとした暮らしの実現を目指した取り組みが期待されます。

２　計画の評価と進捗管理

本計画では、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の PDCA サイクルで計画を推進し、計画の目標を達成するために、実行に対する適切な評価とそれぞれに伴う改善を行っていきます。具体的には、計画に計上した各施策事業及び数値目標などについて、時代情勢やスポーツを取り巻く環境なども考慮しながら、必要に応じて数値及び計画の見直しを行います。その際は、スポーツ推進審議会及び庁内における関係部署が、定期的な進行管理と実施状況の評価、見直しの役割を担います。

また、スポーツ推進は幅広い行政分野にまたがるため、庁内においても、複数部署間で情報の共有を促進していきます。

資料編

1　スポーツ推進計画策定の経緯

本計画は、スポーツ推進審議会で議論を行い、策定作業を進めました。また、令和５年 12 月から令和６年１月のパブリックコメントを通じて得た市民の皆さまからのご意見・ご提案を反映しています。以下は、計画策定における経緯の概要です。

（1）スポーツ推進審議会での検討経過

令和４年度

	開催日	概要

令和５年度

	開催日	概要

（2）パブリックコメント

令和５年 12 月　日（　）～令和６年１月　日（　）

２　スポーツ推進計画策定の体制

（１）西東京市スポーツ推進審議会

①西東京市スポーツ推進審議会委員名簿

任期　令和　年　月　日～令和　年　月　日

区分	推薦団体	氏名

任期　令和　年　月　日～令和　年　月　日

区分	推薦団体	氏名

※◎印は会長、〇印は職務代理を示します。

②西東京市スポーツ推進審議会条例

平成13年６月29日条例第202号

改正

平成19年６月25日条例第50号
平成21年12月24日条例第49号
平成23年９月22日条例第23号

（設置）

第１条　西東京市におけるスポーツの推進を図るため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定により、西東京市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

（組織）

第３条　審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　社会体育の関係者

（２）　学校体育の関係者

（３）　前２号に掲げる者以外のスポーツに関する学識経験者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第５条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　会長は、委員の半数以上が出席しなければ審議会を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第７条　審議会に、特定の事項を調査及び検討させるために、部会を置くことができる。

２　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する委員をもって充てる。

４　部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

（委任）

第９条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成13年７月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日条例第14号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成19年６月25日条例第50号）

この条例は、平成19年７月１日から施行する。

附　則（平成21年12月24日条例第49号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月22日条例第23号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市スポーツ振興審議会条例（以下「旧条例」という。）の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後の西東京市スポーツ推進審議会条例の規定による西東京市スポーツ推進審議会の委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員の残任期間とする。

③西東京市スポーツ推進審議会規則

平成22年３月31日規則第25号

改正

平成23年９月22日規則第45号

（趣旨）

第１条　西東京市スポーツ推進審議会条例（平成13年西東京市条例第202号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、西東京市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項はこの規則に定めるところによる。

（任務）

第２条　条例第２条に規定するスポーツの推進に関する重要事項とは、おおむね次に掲げるとおりとする。

（１）　スポーツの施設及び設備の整備に関すること。

（２）　スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。

（３）　スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。

（４）　スポーツ関係団体の育成に関すること。

（５）　スポーツの技術水準の向上に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のため市長が必要と認める事項に関すること。

（会議の招集方法）

第３条　審議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議の開催の日時、場所及び会議に付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

（その他）

第４条　この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月22日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

３　西東京市の公共スポーツ関連施設

	施設名	住所・電話番号	施設内容	備考

【小学校】

	名称	所在地	電話番号
1	田無小学校	田無町四丁目 5 番 21 号	042-464-2111
2	保谷小学校	保谷町一丁目 3 番 35 号	042-463-4511
3	保谷第一小学校	下保谷一丁目 4 番 4 号	042-422-4513
4	保谷第二小学校	柳沢四丁目 2 番 11 号	042-463-4515
5	谷戸小学校	緑町三丁目 1 番 1 号	042-463-2661
6	東伏見小学校	東伏見六丁目 1 番 28 号	042-463-4517
7	中原小学校	ひばりが丘二丁目 6 番 25 号	042-422-4518
8	向台小学校	向台町二丁目 1 番 1 号	042-464-2112
9	碧山小学校	中町五丁目 11 番 4 号	042-422-4521
１０	芝久保小学校	芝久保町三丁目 7 番 1 号	042-463-2869
１１	栄小学校	栄町二丁目 10 番 9 号	042-423-0276
１２	谷戸第二小学校	谷戸町一丁目 17 番 27 号	042-421-5051
１３	東小学校	東町六丁目 2 番 33 号	042-421-6009
１４	柳沢小学校	南町二丁目 12 番 37 号	042-465-2903
１５	上向台小学校	向台町六丁目 7 番 28 号	042-467-1151
１６	本町小学校	保谷町一丁目 14 番 23 号	042-467-5956
１７	住吉小学校	住吉町五丁目 2 番 1 号	042-423-4187
１８	けやき小学校	芝久保町五丁目 7 番 1 号	042-464-2525

【中学校】

	名称	所在地	電話番号
1	田無第一中学校	南町六丁目 9 番 37 号	042-462-2811
2	保谷中学校	保谷町一丁目 17 番 4 号	042-463-2551
3	田無第二中学校	北原町二丁目 9 番 1 号	042-462-2812
4	ひばりが丘中学校	ひばりが丘三丁目 2 番 42 号	042-439-5550
5	田無第三中学校	西原町三丁目 4 番 1 号	042-462-2814
6	青嵐中学校	北町二丁目 13 番 17 号	042-422-3615
7	柳沢中学校	柳沢三丁目 8 番 22 号	042-463-5014
8	田無第四中学校	向台町二丁目 14 番 9 号	042-465-6113
9	明保中学校	東町一丁目 1 番 24 号	042-421-3611

【都立高校】

	名称	所在地	電話番号
1	田無工科高等学校	向台町 1-9-1	042-464-2225
2	田無高等学校	向台町 5-4-34	042-463-8511
3	保谷高等学校	住吉町 5-8-23	042-422-3223
4	田無特別支援学校	南町 5-15-5	042-463-6262

４　スポーツ基本法

平成 23 年法律第 78 号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　スポーツ基本計画等（第九条・第十条）
第三章　基本的施策
　第一節　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）
　第二節　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）
　第三節　競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）
第四章　スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）
第五章　国の補助等（第三十三条―第三十五条）
附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国

を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。
　ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2　スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3　スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4　スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5　スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6　スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7　スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8　スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条　スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2　スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3　スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条　国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条　国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条　政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条　文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2　文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3　文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調

整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章　基本的施策

第一節　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条　国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条　国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2　前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条　国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防

止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条　国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条　国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推　進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条　国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条　国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条　国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他　のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条　国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツ

の発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条　国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十二条　地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（体育の日の行事）

第二十三条　国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第二十四条　国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節　競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条　国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍で

きる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条　国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2　全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3　国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条　国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条　国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条　国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条　政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポー

ツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条　都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条　市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2　スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3　スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章　国の補助等

（国の補助）

第三十三条　国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一　国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二　その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2　国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3　国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条　地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条　国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条　政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第六条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

西東京市スポーツ推進計画
令和６年３月

編集・発行　西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課

〒188-8666
西東京市南町五丁目６番 13 号
042-464-1311（代表）